

◇大阪市水道局における職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規程の一部を改正する規程

- 1 自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱いに係る在職期間の算定方法を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規程は、公布の日（令和6年3月29日）から施行することにしました。

（水道局総務部職員課）